

一般貨物自動車運送事業者の皆様へ (届出記載要領及び留意事項)

事業用自動車の増車・減車の手続きの際の注意事項をまとめましたので、今後手続きする際に参考にしていただきますようお願いします。

○事業計画変更届出書

・事業用自動車の種別ごとの数について

前回の届出書を確認する等、間違いがないようにお願いします。

減車される際は、当該営業所における最低車両数以下にならないようご注意ください。

最低車両数：5両以上

・増車・(減車) 予定日について

事前の届出になりますので実際に登録の手続きをする予定日を記載してください。

※郵送の場合、届くまでに時間がかかります。予定日は余裕を持って記載してください。

・変更理由について

増車、減車する理由を記載してください。

良い例：業務量の増加に対応するため

悪い例：増車のため、減車のため

・車庫の必要面積と収容能力について

別紙4. 車庫の必要面積（概算）の「必要面積計」は変更後の車両数に応じた面積、「認可収容能力」は現在認可されている事業用自動車の車庫（以下「車庫」という）の収容能力の面積となります。所属営業所の車庫が複数ある場合は全ての合計値を認可収容能力に記載してください。

また、必要面積計が認可収容能力の9割を超える場合は、車両配置平面図の添付が必要になります。

○事業用自動車等連絡書

・車台番号、自動車登録番号の間違いないようにお願いします。

・不備があった際は再度、輸送・監査部門宛てに送付していただく必要があります。

・有効期限が発行日から1ヶ月になりますのでご注意ください。

○添付書類

・宣誓書（増車の場合）

※申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数は、前回の届出台数ではなく今回の届出をする日から3ヶ月前の時点の台数になりますのでご注意ください。

<留意事項>

・事業計画変更届出書の控えが必要な場合は2部用意してください。

・郵送で手続きする場合は返信用封筒を同封してください。

・間違えた箇所を修正する際は、修正液などは使わず二重線で消し訂正してください。

問い合わせ先

北陸信越運輸局

長野運輸支局 輸送・監査部門（貨物担当）

TEL：026-243-4603 FAX：026-244-1462

増車の記載例

チェック✓を記入

※事業者控えと合わせて2部用意してください。

☐ 事業計画変更認可申請

一般貨物自動車運送事業の

☒ 事業計画変更届出書

(特別積合せ運送を除く)

☐ 施行規則 20 条又は 44 条 1 項の届出書

北陸信越運輸局長 長野運輸支局長		殿 殿	申請年月日	令和 3 年 4 月 1 日
			事業者番号	No.
フリガナ	コクドタロウウニュ カブシキガイシャ			
申請者名	国土太郎運輸 株式会社			
代表者名	代表取締役 国土 太郎	連絡担当者	国土 二郎	
郵便番号	381-8503	電話番号	025-243-4603	
申請者住所	長野県長野市西和田1丁目35番4号			
変更認可又は届出事項				
①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫 ⑤事業用自動車の種別 ⑥事業用自動車の種別ごとの数 ⑦事業廃止 ⑧事業休止 ⑨役員変更 ⑩氏名・名称又は住所 ⑪譲渡譲受終了 ⑫合併終了 ⑬分割終了 ⑭事業休止再開				
貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項				
ア. 貨物自動車利用運送をする・しない イ. 営業所 ウ. 業務の範囲 エ. 保管施設 オ. 利用する運送事業者				
変更項目	(新)		(旧)	
⑥	別紙のとおり			
(変更理由)				
業務量の増加に対応するため ※増車のため 等 は不可 (変更の理由を記載してください。)				

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 No. ()

都市計画法照会 有 ・ 無

支局受付印	本局受付印
-------	-------

令和 年 月 日 (No.)

処理予定期間 令和 年 月 日迄

補正期間 令和 年 月 日

～令和 年 月 日 (日間)

別紙

1. 事業用自動車の種別及び各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

(1) 普通自動車

	(新)					(旧)				
	普 通	小 型	けん引	被けん引	計	普 通	小 型	けん引	被けん引	計
本社 営業所	6				6	5				5
営業所										
営業所										
営業所										
合 計	6				6	5				5

変更後の事業用自動車数を記入

前回の届出を確認する等、間違いがないように記入

(2) 霊柩自動車

	(新)					(旧)				
	宮 型	洋 型	バン型	バス型	計	宮 型	洋 型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合 計										

2. 変更する自動車の明細

所 属 営 業 所	増車・減車の別	最大積載量	年 式	所 属 営 業 所	増車・減車の別	最大積載量	年 式
本社 営業所	増車・減車	8000 kg	令和2年	営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	

3. 増車・（減車）予定日

令和 3 年 4 月 20 日から実施する。（連絡書と同時に提出する場合は、届出から1ヶ月以内の日付）

4. 車庫の必要面積（概算）

積載トン数	1両あたり必要収容能力	車 両 数	必要面積計	認可収容能力
7.5トンを超えるもの	38㎡	6両	228㎡	現在認可されている面積を記入 500㎡
2.0トンを超～7.5トンまで	28㎡	両	㎡	
2.0トンロング	20㎡	両	㎡	
2.0トンまで	15㎡	両	㎡	
合 計		6両	228㎡	

注) ①「必要面積」÷「認可収容能力」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。
②「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更（認可）手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

長野 運輸支局長 殿

宣 誓 書

①～④に該当する場合は、認可申請になる又は増車できない場合がありますので長野支局輸送監査部門までお問い合わせください。

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- ① 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。

☐ 該当する ☒ 該当しない
- ② 変更に係る営業所における行政処分 of 累積違反点数が12点以上である。

☐ 該当する ☒ 該当しない
- ③ 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。

☐ 該当する ☒ 該当しない

- ④ 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内ににおいて増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。)

☐ 該当する ☒ 該当しない

差: 11両以上 かつ 割合: 30%以上の場合は該当するに「✓」が入り認可申請となります

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	差 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100
本社	6	5	1	20

申請日3ヶ月前: 令和3年1月1日現在の本社営業所の車両数を記入

令和3年4月1日

住 所 長野県長野市西和田1丁目35番4号

氏 名 又 は 名 称 国土太郎運輸 株式会社

代 表 者 代表取締役 国土 太郎